

# 法令等の改正

## 介護補償の支給月額の改正について（平成 28 年 4 月 1 日から適用）

今般、平成 18 年総務省告示第 503 号（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部が改正されました。

今回の改正は、労働者災害補償保険制度の介護補償の支給月額の改定に合わせ、介護補償の支給月額が次のとおり改正されたものです。

（単位：円）

区 分		改正後	改正前
介護に要する費用として支出された額が 最低補償月額を超える場合の限度額 （他人介護）	常時介護	104,950	104,570
	随時介護	52,480	52,290
最低補償月額（親族介護）	常時介護	57,030	56,790
	随時介護	28,520	28,400